

土地収用法第 23 条の規定に基づく公聴会議事録
(東三河都市計画道路 3・5・50 号蒲郡環状線
新設工事 (市道国京宮間 2 号線))

土地収用法第 23 条の規定に基づく公聴会議事録

1. 案件の内容

- (1) 起業者の名称 蒲郡市
- (2) 事業の種類 東三河都市計画道路 3・5・50 号蒲郡環状線新設工事
(市道国京宮間 2 号線)
- (3) 起業地 収用の部分：蒲郡市神ノ郷町横枕及び宮間地内
使用の部分：蒲郡市神ノ郷町横枕及び宮間地内

2. 公聴会の期日及び場所

- (1) 期日 令和 7 年 2 月 26 日(水) 午後 6 時 30 分から午後 7 時 41 分
- (2) 場所 蒲郡市民会館 大会議室
蒲郡市栄町 3 番 30 号

3. 出席した公述人等

- (1) 起業者 4 名
- (2) 公述人 3 名

4. 公述人等の意見又は答弁の要旨

別紙のとおり。

(午後 6 時 30 分 開会)

○議長 それでは定刻になりましたので、ただ今から、土地収用法第 23 条に基づく公聴会を開催いたします。

私は議長として本日、公聴会を主催いたします愛知県建設局土木部用地課長の肥田でございます。円滑な議事進行に努めますので、ご協力いただきますよう、よろしくお願いします。以降、進行につきましては、着座にて進めさせていただきます。

本公聴会は令和 6 年 10 月 31 日付けで起業者である蒲郡市から、申請がありました「東三河都市計画道路 3・5・50 号蒲郡環状線新設工事（市道国京宮間 2 号線）」の事業認定申請に対しまして、公聴会を開催すべき旨の請求があったことに伴い、開催するものであります。本公聴会において何ら答えを出すものではございません。

本公聴会の開催にあたりまして、注意事項について述べさせていただきます。

傍聴人の遵守すべき事項として、本日、会場受付にてお配りいたしました傍聴券の裏面に記載しておりますので、ご一読いただきますようお願いいたします。また、携帯電話等につきましては、電源をお切りになるか、マナーモードに設定済みか再度ご確認の上、通話等のご遠慮くださいますようお願いいたします。なお、入退場は自由となっておりますが、再入場される場合には、出入口で傍聴券を提示していただくこととなりますので、傍聴券は紛失なさないようご注意ください。お帰りになる際は、お手持ちの傍聴券を会場出入口にあります傍聴券回収箱にお返しいただきますようお願いいたします。公聴会においては、記録を作成することになっておりますので、録音させていただきますことをご了承ください。

それでは、次第に沿って進めて参ります。では、次第の 2、起業者の意見陳述に移ります。本件事業の起業者である蒲郡市から、意見陳述の申出がありましたので、その説明をお願いいたします。

起業者の方は公述席の方へご移動を願います。

公述の持ち時間は 25 分となっております。終了前の 3 分前になりましたら、ベルを 1 回、終了時刻になりましたらベルを 2 回鳴らしますので、時間内に終了願います。

よろしいですか。

それでは、公述をお願いいたします。

(午後 6 時 34 分)

○起業者 皆さんこんばんは。起業者であります蒲郡市の建設部長の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。座って失礼いたします。

本日の公聴会では、「東三河都市計画道路 3・5・50 号蒲郡環状線新設工事（市道国

京宮間 2 号線)」につきまして、起業者として、事業の概要、事業の経緯、事業の現状と課題、事業の整備効果などについてご説明をさせていただき、この事業が土地収用法第 20 条各号の要件を満たしていることを述べさせていただきます。

それでは初めに、事業の概要として、蒲郡市の概要から説明させていただきます。

本市は愛知県の南東部に位置し、南は三河湾に面し、残る三方は赤石山脈の山麓に囲まれた盆地で、海岸線に沿って市街地を形成する面積 5,696 ヘクタール、令和 6 年 4 月 1 日時点で、人口は 7 万 7,904 人の都市でございます。渥美半島と知多半島に囲まれた海辺の観光地で、三河湾国定公園に指定され、4 つの温泉地があるほか、潮干狩り、海水浴、海釣り及びヨットなどのマリレジャーが盛んでございます。また、温暖な気候を活かしたみかん栽培が盛んで、特にハウスみかんは日本有数の出荷量を誇り、業務用機械器具の製造や繊維ロープ工業のほか、海の幸にも恵まれた、漁業も盛んなまちでございます。

本市の交通の状況は、地域間交通や通過交通が一般国道 23 号、一般国道 247 号及び一般県道蒲郡碧南線などの東西の主要路線や、一般国道 23 号名豊道路蒲郡バイパス、東名高速道路などの広域的な道路と中心市街地を結ぶオレンジロードなどの南北の主要路線に集中し、市外からの交通と市内の交通が輻輳するため、中心市街地及び流入部で慢性的な混雑が生じているといった状況でございます。

続きまして、事業の概要でございますが、最初に都市計画道路としての都市計画道路蒲郡環状線についてでございますが、昭和 25 年 6 月に栄町地内を起点として三谷町北通 2 丁目地内を終点とする延長約 6,090 メートル、標準幅員 12 メートルの道路として、本市の市街地を取り囲むように、文字どおり環状の形で都市計画決定され、令和 3 年に策定されました第 5 次蒲郡市総合計画の実施計画にも位置付けられてございます。その後、令和 4 年の都市計画道路の長期未整備に関する取り組み方針に沿った見直しにおきまして、神ノ郷町下門前地内から栄町地内までの区間を見直し、都市計画道路柏原線と統合し終点を柏原町小敷塚地内とし、都市計画道路竹谷柏原線と接続することにより環状機能を維持しつつ、それに加えまして、都市計画道路竹谷柏原線は国道 23 号名豊道路の蒲郡西インターチェンジへ繋がる路線であるため、名豊道路と中心市街地とのアクセス道路の機能も併せ持つ道路となりました。路線の延長といたしましては、約 6,090 メートルから約 5,360 メートルに変更されております。

本件事業は、都市計画道路蒲郡環状線のうち、蒲郡市が施工いたしました豊岡町西門地内から柏原町小敷塚地内の延長約 4,635 メートルを全体計画区間としてとらえ、この区間は、東側から市道西門走り田 1 号線、市道軒山砂田 1 号線、市道国府地川豊岡上長根 1 号線、市道五井下長根堂前 1 号線、市道小井戸上青山 1 号線、市道五井西

郷橋詰 1 号線、市道上り島上青山 1 号線、市道下島東川原 2 号線、市道国京宮間 2 号線、市道宮間下門前 1 号線及び市道下門前小敷塚 1 号線の 11 の市道から構成されています。この全体計画区間は、蒲郡市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成 24 年 12 月 18 日条例第 27 号）によりまして、第 3 種第 3 級の規格に基づき新設するものであり、全体計画区間の起終点の位置及び路線の位置の選定に当たりましては、沿線地域の集落及び開発計画との整合、地域環境の保全、用地や支障物件の多少、公共施設の回避、道路ネットワークの構築による幹線交通や地域交通の分散、線形・勾配及び構造物の技術的条件、事業の経済性といった社会的、技術的及び経済的な観点から検討を行い決定したものでございます。

今回対象となります市道国京宮間 2 号線は、神ノ郷町国京地内を起点とし同町宮間地内を終点とする延長約 356 メートルの路線で、事業の認定を申請する起業地区間といたしましては、このうちの用地取得が完了している起点から市道神ノ郷横枕五反田 1 号線までの延長約 188 メートルの区間を除きました、同町横枕地内から本路線終点の同町宮間地内までの延長約 168 メートルの区間としてございます。なお、市道国京宮間 2 号線は、令和 4 年 3 月 29 日愛知県告示第 184 号で都市計画変更された東三河都市計画道路 3・5・50 号蒲郡環状線と一部、隅切り部を除き、整合しているものでございます。

続きまして、事業の経緯についてでございますが、最初に全体計画区間の経緯でございますが、先ほど説明した通り 11 の市道から構成されており、道路事業、区画整理事業、ほ場整備事業により整備され、昭和 50 年代頃から中央公園近くの市道下島東川原 2 号線などから始まった後、順次、各市道の整備を行い、令和 6 年に中部土地区画整理地内の市道上り島上青山 1 号線の拡幅整備が完了し、現在に至っております。現時点での全体計画区間における整備率は約 81%となっております。未整備区間のうち、市道五井西郷橋詰 1 号線につきましては、用地買収は完了しており、現在、路線のほぼ中央にございます西田川に架ける橋梁の工事を順次進めている状況でございます。今回の市道国京宮間 2 号線につきましては、用地取得を平成 26 年から着手し、これまでに起業地区間の未買収地を除きまして、用地の買収は完了してございます。平成 30 年、令和元年にほぼ中央にある市道神ノ郷横枕五反田 1 号線から東側の区間を暫定的に工事を行っており、現時点での用地買収率は約 94%となっております。

続きまして、事業の現状と課題につきまして、交通、交通安全、防災の観点から説明をさせていただきます。最初に、市道国京宮間 2 号線周辺の交通についてでございますが、本路線の周辺は、果樹栽培が盛んな地域で、幅員が狭隘な生活道路や農業用道路が多い地域であるにもかかわらず、蒲郡西インターチェンジから中心市街地への

アクセスルートにもなっているため、農業、工業の物流による通過交通と、通勤・通学や日常生活などに伴います地域内交通が輻輳していることから、朝夕の通勤・通学時間帯を中心に、地域住民や通学者が通行する狭隘な道路にたくさんの車両が走行し、日常的に危険な状態となっております。市道国京宮間2号線が完了していないことにより、蒲郡西インターチェンジから中心市街地へ向かう車両は、市道宮成町清田前田1号線に集中し混雑が生じており、混雑を避けた一部の車両が狭隘な市道国京宮間1号線に流入してしまっているという状況となっております。市道国京宮間1号線は、延長約360メートルのうち約6割が、幅員4メートル未満の普通車のすれ違いが困難な狭隘区間となっており、幅員構成から第3種第5級の道路に相当しますが、令和2年11月25日の水曜日に起業者が実施いたしました交通量調査では、日当たり978台、12時間交通量で795台と、第3種第4級の計画交通量である日当たり500台以上1,500台未満に相当する交通量となっており、交通量が道路の規格と釣り合っていない状況でございます。また、蒲郡西インターチェンジを利用する車両の多くが集中する市道宮成町清田前田1号線、こちらの車道幅員が約5メートルということでございますが、こちらは第3種第4級未満の規格の道路ですが、交通量調査では交通量が日当たり7,014台、12時間交通量で5,508台と、こちらも第3種第4級の計画交通量日当たり500台以上1,500台未満をはるかに超え、道路の規格に合わない交通量となっている上に、大型車が宮間の交差点で曲がり切れずに立ち往生する状況が度々発生しております。さらに、混雑度が1.99と、渋滞の目安となる1.25を超えた慢性的に混雑状態となっており、神ノ郷町上野の交差点へ北側から向かう車線では、宮間交差点からの延長280メートルのうち、130メートルもの滞留長となる渋滞が発生している状況でございます。

次に、交通安全についてでございますが、市道国京宮間1号線と市道宮成町清田前田1号線は、近隣の蒲郡西部小学校や中部中学校の通学路に指定されておりますが、市道国京宮間1号線には歩道がなく、市道宮成町清田前田1号線も交通量が多い割に信号のない横断歩道があることから、円滑な自動車の交通の流れの確保や歩行者の安全の確保が難しい状況となっております。西部小学校区では、令和4年に2件の人身事故が発生し、本路線周辺の道路では、令和3年、4年におきまして、人身事故が1件、物損事故が9件の計10件の事故が発生しており、学校関係者と道路管理者で行われます蒲郡学校関係交通安全主任者会におきまして、学区内通学路危険箇所として本路線周辺の道路が毎年報告を受けており、地元神ノ郷地区からも、市道国京宮間2号線の早急な整備を強く要望されております。

次に、防災についてでございますが、市道国京宮間2号線の周辺には、神ノ郷町及

び宮成町の避難施設があり、蒲郡西部小学校と西部保育園が南海トラフ地震などの大規模災害時の指定避難所として、さらに、蒲郡西部小学校は指定緊急避難場所としても指定されております。また、台風等風水害災害時の地域避難場所として西部公民館が指定されております。この3施設は隣接して立地しており、同小学校区の避難先はこの3施設のみであるため、災害発生時は同小学校区の住民が3施設に避難することとなります。そうした際に、市道国京宮間1号線や市道宮成町清田前田1号線が避難経路となりますが、特に、市道国京宮間1号線は幅員が狭い道路であり、災害発生時に、蒲郡市消防本部及び蒲郡市民病院などへ行き来する緊急車両や地域住民の避難車両が円滑に通行できない可能性があることや、市道国京宮間1号線よりも幅員が広い市道宮成町清田前田1号線に緊急車両や避難車両が集中する恐れもありますが、市道宮成町清田前田1号線もそうした状況に耐えられる道路ではないというのが現状でございます。これらの現状と課題を踏まえ、事業の整備効果について説明をさせていただきます。

まず、本件事業が完成することによりまして、都市計画道路蒲郡環状線が全線開通することとなって参ります。市内に環状の道路が新たにできることにより、また、蒲郡環状線と交差する複数の幹線道路があることにより、市全体の整備効果で申しますと、目的地に向かうにあたりまして、様々なルートが選択できるようになって参ります。これにより、目的地への交通が分散できる、混んだルートを避けることができる、災害時に迂回路を確保することができる、生活道路への通り抜け車両が減少するといった効果が期待できて参ります。また、本路線の地域におきましても、最初に交通の面でございますが、市道宮成町清田前田1号線に集中しておりました蒲郡西インターチェンジと中心市街地間の交通が本路線を経由し、市道宮成町坂本前田1号線などに分散することなどによりまして、通過交通と地域内交通の分離や地域間交通・通過交通が適切に分散され、交通混雑が緩和されるといった効果が期待できて参ります。

交通安全の面では、市道国京宮間1号線へ流入していた通過交通が市道国京宮間2号線へ流れることによりまして、生活道路への通過交通の流入が減少して参ります。市道国京宮間2号線にも歩道が整備されるため、そこを通る歩行者の安全も確保され、周辺での交通事故の減少が期待されて参ります。

防災の面では、市道国京宮間2号線の整備により、災害時における蒲郡市民病院や蒲郡市消防本部などへ行き来する緊急医療活動や災害対応活動が円滑に行えるようになり、地域の方々の避難所への避難や避難所への輸送物資運搬なども円滑に行われるようになって参ります。また、本路線は、整備後に第3次緊急輸送道路に指定される

予定になってございます。市道国京宮間 2 号線の整備によりまして、こうした様々な効果が期待されて参ります。

以上、東三河都市計画道路 3・5・50 号蒲郡環状線新設工事（市道国京宮間 2 号線）の事業の概要、事業の経緯、事業の現状と課題及び事業の整備効果を説明させていただきました。

本件事業の施行によりまして、現在本市が抱えている様々な課題が解消され、市民サービスのより一層の向上が図られることから、本件事業は、非常に公共性、公益性、緊急性の高い事業でございます。従いまして、本件事業は、土地収用法第 3 条第 1 号に該当する事業であること、起業者である本市が事業を遂行する意思と能力を有していること、本事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与すること、土地を収用する公益上の必要があることなどから、土地収用法第 20 条各号の要件を満たしているものでございます。

最後に、道路はまちの基盤、根幹をなすものであり、まちづくりには欠かせないものでございます。また、道路は繋がることによりまして、より大きな整備効果が表れるもので、特に今回の道路は都市計画道路蒲郡環状線ということで、蒲郡市内の市街地を取り囲むように環状に計画されているものであるため、その効果は大変大きいものがございます。また、本路線の周辺におきましても、蒲郡西インターチェンジから市街地へのアクセスのルート上にあり、通過交通が生活道路にも流入してしまっている状況であるため、地域にとりましても、交通の円滑化、交通安全の向上のためにも大変必要な道路でございます。

都市計画道路蒲郡環状線の整備にあたりましては、これまでに大変多くの方々に用地のご協力をいただいております、そのご協力にお応えするためにも早期の道路整備は必要であります。また、多くの市民が事業の完成を強く望んでおり、市民の期待に応えるためにも、本件事業の円滑な推進が必要であり、起業者といたしましても早期に事業認定の手続きが進んでいくことを希望いたします。

以上で、起業者の意見陳述を終わります。どうも、ありがとうございました。

○議長　ありがとうございました。

次は次第 3、公述人の意見陳述になります。

公述人は事前に提出いただいた公述人の申出書に記載された意見及び質問の要旨の範囲を超えた発言を行うことはできません。また、質問は起業者である蒲郡市に対してのみとなり、事業認定庁にはできませんのでご注意ください。

公述の持ち時間は 30 分となっております。終了時間の 3 分前になりましたら、ベルを 1 回、終了時間になりましたら、ベルを 2 度鳴らしますので、時間内に終了をお願いします。

いします。

それでは、公述人1番の方から意見陳述をしていただきますので、公述人1番の方は、公述席の方へご移動願います。

よろしいでしょうか。

○公述人1 はい。

○議長 はい。それでは、公述をお願いします。

(午後6時57分)

○公述人1 失礼します。

私は地元神ノ郷町の総代、倉橋勝良です。昨年4月から現職にあり、今年3月までの任期であります。今回、公聴会があるというので、一日も早い開通を願う町民を代表して、この道路の必要性を説明したいと思い応募しました。

まず、国道247号線は交通量が多く、大型トラックもかなり通過します。神ノ郷地区から南進し、南へ進み247号線の上野交差点では事故も起きております。この3月8日に国道23号線蒲郡バイパスが全線開通し、交通量は緩和されることは予想されますが、幹線道路としての車両の通行は依然多いと考えられます。蒲郡環状線が開通されれば、さらに交通量が緩和され、安全性も向上すると思われれます。また、蒲郡の産業であるミカンやイチゴの農産物に対しても、この道路は寄与すると考えられます。

私の地元、神ノ郷町名取、今回の道路の西の端には、蒲郡市農協の総合集出荷場があります。農協の部会である蒲郡柑橘組合は、部会員460余名、270ヘクタールで露地ハウスミカンを含め、1年中途切れることのない美味しいミカンを出荷しております。一方、イチゴ部会はサンベリー蒲郡という名前で、部会員39名、11ヘクタールの施設を用いて、10月から6月まで、高品質なイチゴを出荷しています。イチゴは出荷期間中毎日、蒲郡中の農家から総合集出荷場へイチゴが持ち込まれます。ミカンにしても、一部大型トラックによる集荷が行われていますが、毎日のように、個別の農家による各種様々なミカンの持ち込みが行われます。他にも、アスパラガス、小菊、ナス、キウイなど、この集出荷場に持ち込まれます。この環状線が通行できるようになれば、247号線などを通らずに、安全にゆっくりと農作物を運搬できるようになると思われれます。この道路はどうしても必要だと思います。

次に、通学路としての必要性を説明します。

現在、神ノ郷町の南西部から中部中学校に通学する生徒は、白線で区切られた緑色に塗られただけの歩道を通学しています。環状線にはブロックで段差のある、またはガードレールで区切られた歩道が予定されています。通学路としての安全性が比べも

のになりません。蒲郡西部小学校の生徒については一部を除き、令和9年4月から、現北部小学校に通学することになる予定です。中学生より小さな小学生が、より長距離を通学しなければならなくなると思われれます。昨年末、小学校の統合に関する説明会で、令和9年から現北部小学校に通学される親御さんから、「一年生になる娘がそんな長距離を歩かせると思うと、心配でたまらない。少しでも安全な方法を考えて欲しい」と意見があり、多くの方々が賛同していました。より安全な通学路がどうしても必要だと思えます。

最後に、計画からかなりの歳月が過ぎ、沿線の住民、土地所有者の営農計画、利用計画も進みません。もう形が見えて数年経っているのに完成しない。多くの方が歯がゆい思いをされてみえます。

どうかこの道路の必要性をご理解いただき、一日も早い環状線の開通をお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長 ありがとうございます。お席にお戻りください。

開始時間が早いですが、公述人2番の方、始めさせてもらってもよろしいでしょうか。

○公述人2 はい。

○議長 次に、公述人2番の方から意見陳述をしていただきますので、公述人2番の方は、公述人席の方へご移動をお願いします。

よろしいですか。

○公述人2 はい。

○議長 はい。それでは、公述をお願いいたします。

(午後7時3分)

○公述人2 はい。皆さんこんばんは。

私は神ノ郷町の地元の市議会議員の青山義明と申します。よろしくをお願いいたします。それでは始めさせていただきます。

東三河都市計画道路3・5・50号蒲郡環状線新設工事（市道国京宮間2号線）の事業認定について、賛成の立場で述べさせていただきます。

新設する市道国京宮間2号線は、蒲郡西部小学校の南に位置する市道国京宮間1号線の代替道路として期待している道路でございます。現道の市道国京宮間1号線は、道路幅員が狭い、車一台が何とか通れる歩道のない道路ですが、小学校へ向かう児童の通学路に設定をされています。私は過去、西部小学校のPTA会長を務めていたこ

ともあるのですが、親の立場としても、児童がこの狭い道路を歩かなければいけない環境に憂慮しておりました。そんな中、この市道国京宮間2号線新設の話があり、是非とも早急に対応して欲しいと蒲郡市の方に要望したことがございます。

都市計画道路蒲郡環状線としまして、未完成の市道国京宮間2号線を除いた両端の道路は完成しており、本来、国道23号蒲郡バイパス蒲郡西インターチェンジから蒲郡市の中心市街地を結ぶ重要な道路であるため、国道23号蒲郡バイパス蒲郡西インターチェンジから市道国京宮間2号線に繋がるT字の交差点までは、非常に交通量が多い道路になっています。また、このT字の交差点では、過大な交通量と狭小な市道と接続していることから、事故の増加や大型車両が交差点を曲がり切れずに道を塞ぎ、警察が何度も出動する事態となっております。

特に、国道23号蒲郡バイパスが全線開通のために蒲郡インターチェンジが通行止めになった際には、蒲郡西インターチェンジに車両が集中し、この道路に過大な負担がかかったことも記憶に新しくございます。

国道23号蒲郡バイパスが全線開通した暁には、国道23号蒲郡バイパスの利便性が向上することで、国道1号や東名高速道路を利用していた車両が国道23号バイパスに集中し、暫定2車線の蒲郡区間でも、渋滞が起こる恐れがございます。この車両は渋滞回避のため、蒲郡西インターチェンジで降車し、その中でも、大型車両が市道国京宮間2号線に繋がるT字の交差点に至るまでの道路を走るとは、さきに述べさせていただいたような、警察が出動する事態もあったため、不安を抱くところでございます。

さらに、この周辺一帯は、児童の通学路に設定されていることから、神ノ郷町地区の危険箇所として、地元住民から多くの苦情が出ております。

以上のことから、東三河都市計画道路3・5・50号蒲郡環状線新設工事（市道国京宮間2号線）の早期完了を望むものでございます。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長 ありがとうございました。お席にお戻りください。

公述人3番目の方、時間は早いのですが、3番目の方を始めさせてもらってもよろしいでしょうか。

○公述人3 ちょっと待ってくださいね。

○議長 はい。よろしいですか。

○公述人3 はい。

○議長 それでは公述人3番目の方の意見陳述をしていただきます。なお、公述人3番の方は、起業者である蒲郡市への質問を希望されております。公述人が意見及び質

問をすべて述べた後に、蒲郡市から質問に対する回答をしていただきます。その際、蒲郡市は、起業者席にて回答をしてください。

注意事項といたしましては、公述時間の 30 分には、起業者への質問及び回答に要する時間を含みますので、公述人の方は、起業者の回答時間を考慮していただきますようよろしくお願いします。

○公述人 3 はい。

○議長 それでは、公述をお願いします。

(午後 7 時 10 分)

○公述人 3 はい。公述人の申し出の 4 について伺います。

ひとつ、令和 9 年 3 月末で蒲郡西部小学校が閉校、廃校となります。西部小学校児童の交通事故禍に合わないような通学道路、環境整備の必要性が減少されます。そこで、先ほど市からありましたように、西部小学校に関して、人身事故があったということは聞いておりません。

ひとつ、国道 23 号線バイパス蒲郡豊川為当間が開通される。令和 7 年 3 月 8 日開通、全線開通。バイパス全線開通により、現在蒲郡西インターからの迂回車両大型トラック等の利用通行量が激減すると思われます。

ひとつ、車両の通行量の調査について、国道 23 号線バイパス開通、令和 7 年 3 月 8 日に伴う、該当区域に関する通行量の調査が必要ではないか。開通前と開通後の対比。

公述人申し出 4 について、愛知県知事大村秀章氏へ、蒲郡市に対して指導、助言について申し出、要望します。

1、蒲郡市、蒲郡市長鈴木寿明氏、担当職員は、常識では考えられない誤った用地買収業務を行ってきました。

1、愛知県知事大村秀章氏において、蒲郡市長鈴木寿明氏の誤りを指摘し、正し、正常な、他の市町村に疑問視されないような用地買収を改めて実行、実施するよう指導助言をいただくよう申し出、要望します。

1、その後に今回の収用法に規定する審査決定されるよう、重ねて申し出、要望いたします。

1、蒲郡市は時代劇に出てくる庶民、民を苦しめる悪代官と写り、似ており、そう思わせます。

1、愛知県知事は、水戸黄門、別の時代劇、大岡越前の大岡越前守忠相のように、善人の庶民を救い、守る役目を果たしていただくようお願いいたします。

公述人申し出 5 について、蒲郡市に対する質問です。

別紙の 13（項目）のうち、1、5、13、2、3、10、12、4 の、8 項目を、まず問い、伺います。

蒲郡市長、鈴木寿明氏に、問い、質問。

自ら最終判断、決断を確認したい。以降、すべて同じ。

以下すべての問いも同じ。

5、初回の開催の蒲郡環状線新設工事 7 工区市道国京宮間 2 号線の地元説明会について、これらについて回答は部長さんをお願いします。

1 問 1、一部省略します。

3 問 3、当日の説明会の冒頭、出席者から「本日の説明会はやめろ、後日改めて開催しろ」と発言があった。当時の蒲郡市長は、この発言をどのように受けとめ、理解し、どのような対応をとったかと伺う。

4 問 4、同じく今の回答、回答があったならば、それについては、公文書として保存されているのか伺う。

13、その他上述上記 1 から 12 以外の道路用地買収に関係、関することについて

1 問、担当職員に適任者、用地買収の業務精通者を配属、配置し、用地買収の促進を図ること。

2 問、3 回目の地元説明会を早急に開催すること。

3 問、外部者による第三者委員会を設置し、事実の究明、解明をし、担当職員の責任所在、資質等を正すこと。

4 問、蒲郡市長鈴木寿明氏は、自ら地権者に直接会話、対話を実行し、生の意見等を聴取され、自ら確認されること。

5 問、買収道路予定地について、蒲郡市長鈴木寿明氏の判断、考えを確認したい。

今述べた 5 について、5 の買収予定地について、私の所有地、蒲郡市

、田、現況畑 737 平方メートル。

1 問、の、仮測量での全体の面積は何平方メートル。

2 問、そのうち上記道路用地になる面積は。

3 問、再立会でプラス杭から矢印杭に変更した後の面積の増減の面積は。

2、道路用地買収交渉における根本的な問題点について。

1 問 1、当初用地の境界立会で、境界杭矢印杭で、蒲郡市及び受託業者が表示対応し、地積測量を実施していれば、何も問題を生じなかった。平成 29 年 3 月、28 年度末には、用地買収は終了していたと思われる。考えられる。蒲郡市が強行に、間違ったプラス杭で表示対応したため、問題が生じた。蒲郡市に責任がある。

問 2、同じ蒲郡環状線 6 工区市道五井西郷橋詰 1 号線の境界立会時の境界点について、矢印杭を使用している。7 工区市道国京宮間 2 号線では、矢印杭は使用しなかった。両者間に矛盾がある。おかしいではないか。蒲郡市長鈴木寿明氏に伺う。

3、土地買収、買収交渉が進展しない責任の所在について。

1 問 1、責任は地権者杉浦健弘にあるのか。

2 問 2、もし地権者杉浦健弘に責任があると蒲郡市長鈴木寿明氏が考えるのであれば、私は冤罪の汚名をかけられることになる。断固抵抗し、戦わなければならない。

3 問 3、土地収用法の規定する手続きを蒲郡市が進めるのは、未譲渡の地権者を、非協力者、悪人、悪者であると、世間に知らしめるとの意図、考えか。

蒲郡市長鈴木寿明氏の判断、考えを伺い、確認したい。

10、蒲郡市が、プラス杭が正しいと誤った主張をしたことについて、また、担当職員全員が、統一の考えで誤った主張を地権者に対応したことについて。

1 問、蒲郡市及び担当職員、担当職員全員はなぜ、誤った主張をしたのか。

2 問、担当職員全員が統一した考えで、誤った主張で、地権者に対応したのはなぜか。

3 問、反対の意見、正しい意見を述べた職員はいなかったのか。

蒲郡市長鈴木寿明氏に伺う。蒲郡市長鈴木寿明氏の、判断考えを伺い、確認したい。

12、職員の職務違反行為に対する処分について。

1 問、蒲郡市長鈴木寿明氏は、担当職員の誤った業務対応を、職務違反行為に該当するとの認識があるのか伺う。

2 問、もし、職務違反行為に認定認識とした場合、処罰処分に該当すると考えるのか伺う。

3 問、上述上記に該当する場合、蒲郡市長鈴木寿明氏は、担当職員を、懲戒処分等する考えがあるのか伺う。

4 問、受託業者は、処分対象となりうる該当要因違反行為があると考えなのか伺う。

蒲郡市長鈴木寿明氏の、判断考えを伺い、確認したい。

4、道路用地買収が土地収用法の適用を経ないで、用地買収を終結する方法、対応について。

1 問、蒲郡市長鈴木寿明氏が、蒲郡市の道路行政としての道路用地買収業務において、市がやってはいけない過ちをし、対応したことを猛省し、正しい正規の買収業務を確認すること。

2 問、地権者に対し、深く謝罪、態度、行動を行い、今後一切の言い訳の発言、態度をしないこと。

3 問、今後、地権者に対し、親切丁寧な用地交渉を実施すること。

3-1 問、担当職員の職務違反行為について、責任の所在、有無を明確にし、これに伴う必要な処分をすること。

4 問、上述上記のとおり、実行、履行すれば、土地収用法の規定による用地取得、蒲郡市の説明では今後 5 年を要するより早期に用地取得ができると考える。

蒲郡市長鈴木寿明氏の判断、考えを伺い確認したい。以上です。

○議長 はい。ありがとうございます。

まずですね、この発言の中でですね、この場で事前にお知らせしたとおり、事業への意見、発言、起業者への質問はできますけども、事業認定庁に対する意見を伺う場ではありませんので、理解していただければと思います。

○公述人 3 はい、それは承知で言いました。

○議長 はい。それとですね、内容の中には、本来質問要旨にないことも入っていたかと思うので、そちらの方は回答は難しいと思います。一応、今のご意見、ご質問は、すべてということよろしいですか。

○公述人 3 はい。

○議長 はい。それでは起業者の方、回答をお願いします。

○起業者 はい。

では、今、議長さんの方からもお話あったとおり、事前にご質問いただいていた内容ではない部分が相当ありましたので、そこについてはちょっと回答ができないということで、控えさせていただきます。事前にいただいた質問にあったものについて、回答をさせていただきます。

最初にですね、市長に対して、この判断が最終的な判断であるかというご質問があったかと思いますが、これにつきましては、事業認定に関係するものではないというふうに、こちらは考えておりますが、参考のために、ご説明をさせていただきますと、今回の質問につきましては、事前にいただいた内容については、市長に確認をしておりますので、市長の最終判断であるということでございます。

2 つ目にですね、当初の用地の境界立会で境界杭の矢印杭で、蒲郡市とその受託業者が表示を矢印で対応していれば、問題は生じなかったがということと、それによって 29 年の 3 月には用地買収が終了していたのではないかとご質問がございました。これにつきましても、事業認定には関係、関連のするものではないというふうに考えておりますが、参考のためにご説明をさせていただきますと、平成 27 年の境界立

会では、同意を得られなかったということは事実でございます。しかし、平成 29 年に再境界立会をさせていただきまして、起業地内の境界につきましては、同意をいただいております。蒲郡市としても誠実に対応をさせていただいたというふうに考えております。

続きまして今回の用地買収の責任が、用地買収に伴う責任が地権者の方にあるのかと言ったご質問があったかと思いますが、こちらにつきましても、事業認定に関連するものではないというふうに受けとめてございますが、参考のためにご説明をさせていただきますと、現状として任意交渉で納得同意をいただけていないというのが事実でございます。蒲郡市といたしましては、任意交渉で責任の有無はないというふうに考えておりますので、そういう考えでございます。蒲郡市としては、相手方の方と、誠実に交渉をさせていただいているというふうに考えてございます。この質問のところで公述人の方が冤罪をかけられているですとか、そのあとに、悪者であるといったことを知らしめているとの考えかというお話があったかと思いますが、これにつきましても先ほどのお答えと同様に、任意交渉でご納得をいただけていないというのは事実でございます。任意交渉で解決できないというのも、その責任は両者にはないというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、道路の用地買収が土地収用法の適用を経ないで、用地買収、取得を終結する方法、対応についてということでご質問があったかと思いますが、こちらにつきましても、事業認定には直接関連するものではないというふうに考えておりますが、これが、土地収用法による強制収用を行わずに、任意で契約できる方法をお聞きになっているというふうに解釈させていただきますと、蒲郡市は、国、ここでいう国というのは用地対策連絡協議会が定めております公共用地の取得に伴う損失補償基準に基づき、用地の取得を行っております。同意を得て任意での契約が行えるのであれば、強制収用を経ずに、用地買収、取得は終結できるのではないかとというふうに考えております。

次に、初回の蒲郡環状線の地元説明会についてという質問があったかと思いますが、こちらにつきましても、直接事業認定に関連するものではないというふうに考えておりますが、参考のために、ご説明をさせていただきますと、最初の地元の説明会は平成 25 年 8 月 27 日に開催をさせていただいております。その時に、事業概要の説明を行わせていただきました。その後、事業認定の説明会を含めまして、計 4 回の説明をさせていただいてるという状況でございます。

その次にですね、蒲郡市がプラス杭が正しいと、誤った主張をしたことについてというご質問があったかと思いますが、これにつきましては、ちょっと言われた内容がで

すね、内容はちょっと正確に確認できておりませんので回答を控えさせていただきます。

その次に職員の職務違反行為に対する処分について、ということですが、これにつきましても、質問の内容が不明確であったため、この場での回答は控えさせていただきます。

その他、この質問状に書かれております1から12以外の用地買収、道路用地買収に関係する関連のことについてということでご質問ございましたが、これにつきましてもちょっと質問の内容が不明確であったため、この場での回答は控えさせていただきます。

うちでちょっと把握できた範囲はそこまでとなります。以上です。

○議長 ありがとうございます。

公述人の方よろしいでしょうか。

○公述人3 (公述人の申出書) 別紙は(蒲郡市に対して) ってますよね。1、5、13、2、3、10、12、4。それは今読み上げました。2と3については、明細を、詳しい申し出を(事前に) いたしました。他は、題目だけでやりました。

○議長 別紙の、1、3、5、あと幾つですか。何番ですか。

○公述人3 1、5、13、2、3、10、12、4です。それ、今日、今、説明させてもらいました。

○議長 1、3、5、10、

○公述人3 1、5、13、2、3、10、12、4、これは議長さんにも承知しておると思います。

○議長 はい。蒲郡市さんは回答できますか。

○起業者 今言われた、1、5、10、13、12、4につきましては先ほどお答えさせていただきましたので、以上になります。

○議長 公述人の方、よろしいでしょうか。

○公述人3 いやちょっと、先ほどのですね。5の総会のことについての、今日初めてですけども。その中で、地元説明会をしました。冒頭ですね、出席者から「本日の説明会はやめろ。後日改めて開催しろ。」こんな質問がありました。市はそのときに、当時の市長はですね、これをどう考え、どう理解し、どう対応したんですか。お答えください。

○議長 それは5番、別紙の5番の話をしていますか。

○公述人3 はい。その中の分です。

○議長 蒲郡市さん、お答えはできますか。

○起業者 はい。その件につきましては、事前に通知のあった質問ではございませんので、回答を控えさせていただきます。

○議長 はい。

○公述人3 いいですか。

○議長 はいどうぞ。

○公述人3 この内容は、今まで私と蒲郡市担当者と言いつつ、話し合つた中のことなんです。それを知らないということは、どういうことですか。話し合つてゐる事実があるんですよ。それを、質問がなかったから、事前に説明の申し入れがなかったから答えられない。それはどういうことですか。伺います。

○議長 すみません、事前の質問の中に、そこまでの内容がなかったということでございますので、それは回答は難しいと思います。

○公述人3 今質問しちゃいかんですか。

○議長 もともと、質問を出していただいた内容に沿つた質問をしていただく必要がありますので、今の質問もそこからかなり離れた状態になっていますので、それを今時点でというのは、できません。

○公述人3 (公述人申出書)5で見出しで、お宅の方に通知してあるんですよ。内容には書かなかったんですけど、通知はしてあるんですよ。市役所さんは、見出しの中で、通知の中で、細かい言葉で、回答してますよね。おかしいじゃないですか。

○議長 今5番については、初回の開催の工事の説明会についてという項目・見出し部分だけですので、その中で、その状況の部分まで、質問するのは、この文章からは読めないということで今蒲郡市さんも答えられてるので、それに対して、今は答えられませんということでございますので、そこはご理解いただきたいと思います。

○公述人3 理解できないですね。理解はできません。

○議長 これ以外はもういいですか。質問事項は、他の質問はないですか。

今のご質問に対しては蒲郡さんはお答えできないと言われているので、これ以外で、質問はないですか。

○公述人3 まあ時間もあることですから。

○議長 はい。

○公述人3 私はこれからね、今の回答がなかったことについては、直接機会をとらえて、蒲郡市に直接か何か確認します。まあ、それしかないですね。どうですか。それでよろしいですか。

○議長 この場ではお答えできないってことですので、あとはよろしいですか。

○公述人3 もう1つ言っていきます。

私は道路についてのね。異議を申し立ててるわけじゃないです、必要性についてはね。蒲郡市に対してね、用地買収が、やってはいけないということをやって、私に責任を押しつけとるんですよ。

だから、市役所に対しての質問を重点的に行わせていただきました。

○議長 はい。よろしいですか。

はい。ありがとうございます。それでは席にお戻りください。

はい。ただいまの公述をもちまして、本日予定しておりましたすべての意見陳述が終了しました。

本日は、起業者の皆様も含め、公述人の方々から、様々な意見をいただくことができました。ありがとうございます。

大変不慣れな点もございましたけども、皆様方のご協力で、終えることができました。

それでは以上をもちまして、蒲郡市が起業者となる、東三河都市計画道路 3・5・50 号蒲郡環状線新設工事（市道国京宮間 2 号線）の事業認定申請に係る公聴会を閉会いたします。

退場される際にはお忘れ物のないよう、また、お手持ちの傍聴券を、会場出入口にあります回収箱にお返しいただきますよう、よろしくお願いします。

どうも、ありがとうございます。お気をつけてお帰りください。

（午後 7 時 41 分 閉会）